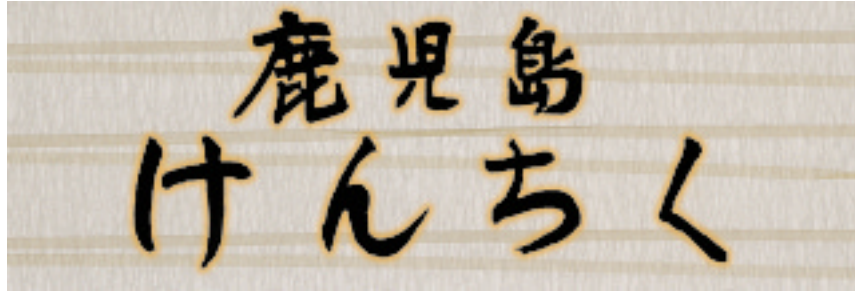


結進仕  
団躍奉



発行所  
社団法人 鹿児島県建築協会  
鹿児島市城山町2-13  
電話 099-224-5220 FAX 099-227-5479  
E-mail: ken36823@ruby.ocn.ne.jp  
斯文堂株式会社  
鹿児島市南栄2-12-6 〒891 0122  
TEL099-268-8211 FAX099(269)5198  
URL http://www.shibundo.com/ E-mail info@shibundo.jp



ドルフィンポート(鹿児島市)

# 建築受注量の確保を重点に

鹿児島県建築協会 会長 上山一吉



残暑お見舞い申し上げます。平成十七年度通常総会が五月二十七日に開催され、協議案が会員のご理解とご協力でご全会一致で可決承認され新年度への一歩を踏み出す事が出来ました。この一年を振り返りますと、私も会長に選任され初めての年で厳しい建設業界の環境の中で不安と緊張感をもって運営に携わって参りました。その間、副会長を始め役員や事務局のご協力と会員のご支援により今日を迎える事ができ、心より感謝致します。協会の事業運営は各委員会が委員長を中心に積極的に取り組んで頂きそれぞれに成果を上げ、青年部会もIT化推進に努め部会員のインターネットの活用と本年四月より協会ホームページを開設し、事業者団体として一般への情報発信など大きな前進でした。協会の上部団体であります全中建の総会も六月七日に開催され役員人事で新会長に広島の岡本弘氏が選出されました。私も常任理事

去る六月開催の通常総会におきまして、急きょ会長を仰せつかりました。社団法人鹿児島県建築協会の皆様には、長年にわたって、私も全中建並びに中小建設業の振興・育成に力強いご支援をいただいております。特に、上山会長はじめ役員の皆様には、私も役員、評議員、委員会委員として、ご支援をいただいております。この機会をお借りして、心から感謝を申し上げます。ご承知のとおり、私も



全国中小建設業協会 会長 岡本弘

## 全中建会長の就任にあたって

中小建設業者の経営環境は、危機的な状況に置かれております。まことに残念でなりません。が、地域の経済や社会を支えてきた真面目な中小建設業者の淘汰が加速しており、今もなお、相次いで倒産等に追い込まれるというような、悲惨な状態が続いております。この先の私の任期であります二年間を見通しまして、何一つ樂觀できるようなものはありませんので、会長としての責任の重さを痛感しているところであり、しかしながら、何となく、この苦境を乗り切っていくかなければなりません。まさに非常事態ともいえるべき大変な時期であります。

平成17年度スローガン  
社会に奉仕する力強い  
地場産業を目指して  
建築受注量の確保  
適正単価と経営の健全化の推進  
労働災害と交通事故の撲滅  
会員の団結及び情報化時代への対応

従業員の部	氏名	会社名	所属
有馬洋一	市成幸雄	市成建設株式会社	鹿児島市
岩坪幸洋	川井哲	市成建設株式会社	鹿児島市
榎並利博	末重忠義	末重建設株式会社	鹿児島市
大平信一	中島修	大重建設株式会社	鹿児島市
神睦夫	古別秀義	株式会社森山工務店	鹿児島市
救仁郷俊一	南明人	南建設株式会社	鹿児島市
依積田和広	弓場静昭	弓場建設株式会社	鹿児島市
中村卓	吉見忠通	株式会社吉見工務店	鹿児島市
野本伸一	有馬洋一	株式会社前田組	鹿児島市
森永高光	坂本建設株式会社	坂本建設株式会社	鹿児島市
森山重朗	株式会社堀之内建設	株式会社堀之内建設	鹿児島市
山下弘文	株式会社道添建設	株式会社道添建設	鹿児島市
	株式会社今給黎建設	株式会社今給黎建設	鹿児島市
	株式会社春園組	株式会社春園組	鹿児島市
	有限会社政建設	有限会社政建設	鹿児島市
	株式会社富士建設	株式会社富士建設	鹿児島市
	株式会社植村組	株式会社植村組	鹿児島市
	始良伊佐支部	始良伊佐支部	北薩支部
	奄美支部	奄美支部	北薩支部
	鹿兒島支部	鹿兒島支部	北薩支部
	鹿兒島支部	鹿兒島支部	北薩支部
	始良伊佐支部	始良伊佐支部	北薩支部
	北薩支部	北薩支部	北薩支部

通常総会  
平成十七年度通常総会が五月二十七日、鹿児島市新照院町の城山観光ホテルで開催されました。池添専務理事の司会進行により開会、建築関係物故者追悼黙禱、上山会長の挨拶の後、新入会員四名の紹介があり、引き続き会員の部八名、従業員の部十二名の表彰があり、上山会長より表彰状と記念品が贈呈されました。表彰者は左下のとおりです。なお、受賞者代表として弓場静昭氏(弓場建設株式会社)より謝辞があり、その後、議長を選出したのち議事に入りました。

第一号議案 平成十六年度事業報告及び決算承認の件  
第二号議案 平成十七年度入会金、会費額の承認の件  
第三号議案 平成十七年度事業計画及び収支予算案承認の件  
第四号議案 その他  
承認され、通常総会は終了した。

また、同日は鹿児島県建築業協同組合の第三十四回通常総会と株式会社鹿児島県建築業協会館の第四十一回定時株主総会も開催された。



《平成十七年度建築協会会長表彰受賞者》  
会員の部



# 安全と健康の確保のお願い

副会長兼曾於支部長 川畑 勇三



残暑厳しい折柄、会員皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。我々業界におきましては社会資本整備を担う基

幹産業として、各種建築・建設工事を行ってありますが、「安全なくして繁栄なし」を合言葉に、労働者の安全と健康の確保について、企業経営における最重要事項であることを機会ある度にお願いをいたしました。今年四月に発生したJR福知山線の事故や航空機等のアクシデント等におきましても、その原因の一つが企業の利益優先とされ、企業の理念を問われませんでした。我々事業場のトップは、職場のリスクを減らしていく仕組みを構築し、これを事業場内に定着させ、継続的に運用し、労働者の安全と健康の確保が何

よりも優先することを再認識して頂きますとともに、労働災害防止対策の徹底とさらに防災隠しは絶対にして頂きたいことを会員皆様方にお願ひ申し上げます。最後に、会員相互の理解と道義昂揚並びに会員の技術の向上をはじめ、労働災害防止・交通事故防止を図って参りたいと存じますので、一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

# 体力づくり

副会長 上塘 守



ら最近二年程、登る機会が無く久々の山登りで、早朝から張り切って出かけてみました。

えびの高原の駐車場に車を置き九時十五分に出発。韓国岳頂上を目指してマイペースで、澄み渡る雄大な風景を眺めながら、時には草花の写真を撮り、美味しい空気を腹いっぱい吸い、一時間三十分程で順調に登頂しました。

皆様、暑中お見舞いを申し上げます。今年の梅雨は例年と違い、典型的な陽性型の梅雨になりました。場所に依っては雨が少なかったり、大雨で被害の場所があったりで、これが地球温暖化の現象でなければと思う次第です。

さて、私は五月の連休に、霧島の韓国岳、新燃岳、中岳、高千穂河原へと、六時間かけて縦走に挑戦してみました。若い時から山登りが好きで、機会あるごとに何処かの山に登っており、体力には自信がありました。しかしなが

休みは程々に次は新燃岳へと出発、下山途中から右膝が痛みだし、登りになると痛みは無く、やつとの思いで新燃岳山頂に到着して昼食にありついた。食事をとりながら不断の運動不足と体力の衰えかと痛感したのである。

中岳へは割に起伏が小さく、順調に移動。中岳から高千穂河原迄は一時三十分あれば下山出来るだろうと思いきや、車とりに十五時十五分発えびの高原行のバスに間に合うように、急遽、高千穂河原へと下山した。下り返らなると膝が痛み出してきて悪戦苦闘して二十分遅れの十五時三十分頃到着しました。

諦めていたバスは遅れてまだ着いていない、しかし一時間待ってもバスは上がってこない。聞いてみると神宮付近と丸尾



# 生き残りへの道

総務副委員長 内門 一郎



昨年末に県政刷新大綱骨子が示された。その内容は、今後十年間で建設

業事業費が三十%、五十%削減されるという事である。公共事業依存度が高い地元経済への影響は既に数字に表れている。四年前には約千社あった県内の建設業者数は、現在では倒産による廃業等で千社以下に減少している。こうした中、県内業者数社が新分野の進出に目を向け始めた。建設

新潟中越地震・福岡県西方沖地震と大震災の到来が予測される中、国交省が現在七十五%にとどまっている住宅の耐震化率を今後十年間で九十%に引き上げるといふ地震防災戦略をまとめた。阪神大震災では建物の倒壊により犠牲者の大半がなくなされた。耐震化率の引き上げは、大規模地震の際に被害を減らせるかどうかの鍵を握る。公立小中学校の耐震化率は、全国が約四十九%、本県は約四十六%、公立高校は全国が約五十%、本県は約四十

# 「愛・地球博」パビリオン雑感

工事副委員長 深野木 信



「自然の叡智」をテーマ

に、世界二〇〇の国と四つの国際機関が参加し、名古屋で開催中の「愛・地球博」(愛知万博)。万博史上例を見ないという緑と池に囲まれた自然に、最新のテクノロジーが融和した興味深いものだった。これまでの万博は、各

横一八m・高さ九mのユニットを建設し、各国に提供するシステムで、万博閉幕後解体し、倉庫や資材置き場として再利用する。各国がバラバラに設計した場合と比べて、リユースできる部材の比率は格段に高く、膨大な建築スクラップの発生を避けようとするものだ。各国は内外装の色彩やデザインに個性を發揮し、差別化を図ってはいるものの、建築的には刺激が

# 夏

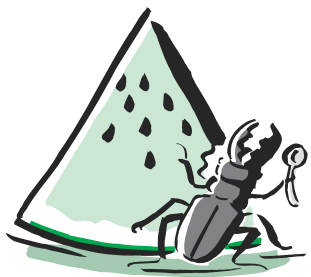
建築振興対策副委員長 諏訪園 隆



暑い、とにかく暑い。昔から夏は暑いものと相場は決まっているのだけれど、近年の暑さはちよ

と異常のような気がする。今から四、五十年前、自分が子供の頃を思い起こしてみれば夏の盛りでもこれほどは暑くなくかつたような気がする。とくに夕方、日がかげつてからは空気がひんやりとして夜遅く窓を開けていたように感じた記憶がある。これはやはり現在世界的

平均気温は現在より二上昇し海面も五〇cm上昇するという予測が出ている。単純に比較は出来ないのかもしれないが平均気温が〇・三〜〇・六上昇してこの暑さだとすると二の上昇は大変なことではないか、それこそ鹿児島などは砂漠のようになってしまうのではと、自分には関係のない遠い将来のことまで暑さでほんやりしながらも心配しているこのごろである。









# 種子島の動き

種子島支部長 久永 早苗



種子島での知事との対話集は一九九七年以来八年ぶりに七月十七日西之表市榕城小学校で開催され、三市町の住民二百人が参加。今後の市町合併に際して県当局の考え、鹿児島種子島航路の高速船事業、物産や地域医療、海の汚染などに十九名からの質問要望にそのつと、対応され有意義な知事との語る会が終る。又知事自身が司会され、合併についても、種子島はひとつくらしい規模を目指さないと、近い将来、市町村の経営が出来なくなる。一島一自治体が望ましいとの考えを示された。

交付税の減額で今以上に大変な時期がくると思っています。

種子島支部も会員が減少し、これ以上に少なくならないよう、家族ぐるみの親睦会、磯遊びを実施した所でありました。

建築協会とは少し離れますが、鹿児島県建築士会支部連絡協議会が熊毛支部にて開催されます。県内十三支部で結成され、今年当支部で十一月十二日に開催予定です。各種運営委員会で会合を重ね準備を整えています。前回一回目は平成五年に開催され、その時は鹿児島種子島の間を約四時間の船旅で来島していただいた方もおられると思いますが、今は高速船トッピーと種子島にふさわしいロケットが約九十五分で就航し座席も指定してあり、たのしい船旅になるかと思えます。ぜひ会員の方々のご参加を観光も宇宙開発機構にお願いし構内のロケット発射施設の見学が出来るよう計画いたしております。案内を終わります。

今後とも本部、各支部の会員の皆様のご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

# 釣りとの男の料理 第二部

始良伊佐支部長 南 明人



先日、弟と友人のA君の三人で蛸釣りに行った。浜の市漁港を過ぎる三時頃に出港し、近くの小島周辺のポイントに向った。風速四メートル、中潮で満潮三

時間前、蛸釣りに絶好の潮である。仕掛けはタコテナに冷凍液リカニをつけ餌にして、細い針金でしっかり巻いて取れないようにする。準備完了！仕掛けを投下して船を風上より風下に流す。ゴトゴトと仕掛けが玉石の海底を歩く。すると突然手にもつ糸が重くなる。のった！蛸が仕掛けの上のつてくれたのだ。糸がたゆまぬよう急いでたぐる。これは大きいぞ！タ

# 奄美の夏

奄美支部長 伊藤 俊一



暑中お見舞い申し上げます。先日の梅雨に奄美では珍しく大雨が続いたせい七月は今のところ降雨が一日半の日照りです。デイゴの赤い花が今年は少なかつたので、言い伝え通り台風が少なければとも嬉しいですが。

今年になって気付くのは別荘や観光施設新築の話が多いこと。本土の景気が良くなってきたせい、或いは奄美が本土とも沖縄とも異なる独自の自然と風俗に満ちた島々であることが改めて人々の心を引き付けてやまないせい、ともあれ、いつか「離れ」でも持てればここにと密かに思い続けていた場所に、いきなり本土資本系がホテルを建て始めたのは正直ビックリ、ガツカリ致しました。いつれにしてもたまにある無意味な港湾工事と同様、共有の場

## 鹿児島市火災予防条例の二部改正について

設置しないことができるもの。

1 一部改正の要旨

消防法の一部改正により、消防法第九条の二に定める住宅用防火機器の設置が義務付けられたことにより、鹿児島市火災予防条例の一部を改正しました。なお、県内全域適用となります。

2 住宅用防火機器の内容

住宅には、住宅用防火機器として、住宅用防火警報器又は住宅用防火警報装置(以下、「住宅用防火警報器等」といふ)のいずれかを設置する必要があります。

住宅用防火警報器 住宅において煙を感知し、自動的に火災の発生を報知する設備であって、感知器、中継器及び受信機で構成されたもの

住宅用防火警報装置 住宅において煙を感知し、自動的に火災の発生を報知する設備であって、感知器、中継器及び受信機で構成されたもの

3 住宅用防火警報器等の設置及び維持に関する基準

住宅用防火警報器等の設置が必要となる住宅の部分、設置する位置、機器の種類、設置できる機器、機器の電源等に関する細目基準について下記のとおり定めてあります。

4 住宅用防火警報器等の設置の免除に関する事項

一定のスプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置した場合については、その設備の有効範囲内の部分については、住宅用防火警報器等を

5 基準の特例に関する事項

消防局長が住宅の位置、構造又は設備の状況から判断して、住宅用防火警報器等の設置及び維持の基準によらなくとも、住宅における火災の発生又は延焼のおそれ著しく少なく、かつ、住宅における火災の被害を最少限度に止めることができることを認めるときは、適用しないとするものです。

6 住宅における火災の予防の推進に関する事項

高齢化の進展の中で住宅の火災予防の推進が重要な課題であることから、住宅における火災の予防や避難等に資する住宅用防火機器などの普及の促進、住民の自主的な防火組織等が行う住宅における火災予防活動の促進などの施策の実施に努めることを鹿児島市の責務とする。また、鹿児島市民の責務として、居室等だけでなく火災の発生のおそれ大である台所等への住宅用防火警報器等の設置に努めることを規定するものです。

7 施行期日等

1 この改正条例は、平成十八年六月一日から施行します。

2 改正条例の施行の日、現に存する住宅(既存住宅)又は新築、増築や模様替えなどの工事中の住宅に対しては、新しい規定に適合しないときは、平成二十三年五月三十一日までの間は、適用が猶予されます。

この改正条例の施行日は、消防法の住宅用防火機器に関する改正規定の施行日が、平成十八年六月一日とされたことによるものです。

既存住宅への適用は、同法により市町村条例で定める日から施行することとされ、また、本市では、市民への周知や認識の高まり等の諸般の事情を考慮して、既

存住宅への適用日は改正条例施行の日から五年後の平成二十三年六月一日を予定日としています。

主な設置例

1 1階建住宅 (就寝用に供する居室が1室の場合)

2 2階建住宅設置例 (例1) 就寝用に供する居室が1階に1室のみの場合

(例2) 就寝用に供する居室が2階に1階及び3階に1室のみの場合

3 3階建住宅設置例 (例1) 就寝用に供する居室が3階に1室のみの場合

(例2) 就寝用に供する居室が1階及び2階に1室のみの場合

4 5以上の階に7m以上の居室が5以上存する住宅設置例 (例1) 就寝用に供する居室が2階に1室のみの場合

(例2) 就寝用に供する居室が1階のみの場合

5 5以上の階に7m以上の居室が5以上存する住宅設置例 (例1) 就寝用に供する居室が1階のみの場合

(例2) 就寝用に供する居室が1階のみの場合

基準の概要

1 住宅用防火警報器等を設置しなければならない部分

居室等の就寝の用に供する居室、寝室等から下階に通ずる階段など

《主な設置例》参照

2 設置する場合の位置

壁又は天井の屋内に面する部分で一定の要件を満たす場所

3 住宅用防火警報器等の種類

光電式住宅用防火警報器等

イオン化式住宅用防火警報器等

4 設置できる機器

住宅用防火警報器等規格省令で定める技術上の規格に適合するもの

5 住宅用防火警報器等の電源など

電池式のものにあつては、有効に動作可能な電圧の下限値となつた旨が表示されること

電池式以外のものにあつては、分電盤との間に開閉器が設けられていないこと、その他、機器の正常な動作を確保するための基準

適用関係

新築の住宅	平成18年6月1日以降新築される住宅については、住宅用防火機器に関する条例の規定(以下、「新規定」といふ。)が適用となります。
平成18年6月1日において工事中の住宅(新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替え)	住宅用防火警報器等の設置がないか、新規定の基準に適合していないもの
既存の住宅	住宅用防火警報器等を任意に設置し、新規定に適合しているもの

は住宅用防火警報器等を示す。



15	14	9	6	3	1	28	27	26	25	21	20	14	12	11	6	5	4	H17.1	
合同安全パトロール	鹿児島海砂採取対策委員会 指宿地区分会	鹿児島海砂採取対策委員会 指宿地区分会	鹿児島労働局長との緊急建設工事現場合同安全パトロール	鹿児島労働局長との緊急建設工事現場合同安全パトロール	「省エネルギー住宅の設計・施工技術」講習会	足場先行工法 建築工事用(教育研修会)	建築士のための指定講習会(始良会場)	第一回豊かな森林と山村を創る鹿児島県大会	鹿児島労働局長との緊急建設工事現場合同安全パトロール	鹿児島労働局長との緊急建設工事現場合同安全パトロール	鹿児島労働局長との緊急建設工事現場合同安全パトロール	鹿児島労働局長との緊急建設工事現場合同安全パトロール	鹿児島労働局長との緊急建設工事現場合同安全パトロール	鹿児島労働局長との緊急建設工事現場合同安全パトロール	鹿児島労働局長との緊急建設工事現場合同安全パトロール	鹿児島労働局長との緊急建設工事現場合同安全パトロール	鹿児島労働局長との緊急建設工事現場合同安全パトロール	鹿児島労働局長との緊急建設工事現場合同安全パトロール	鹿児島労働局長との緊急建設工事現場合同安全パトロール
24	17	14	7	4	2	28	24	23	22	21	20	18	16	13	12	11	10	H17.2	
鹿児島市のコンバクトシティー構想の発表会	第三回建築振興対策委員会	第三回建築振興対策委員会	第三回建築振興対策委員会	第三回建築振興対策委員会	第三回建築振興対策委員会	第三回建築振興対策委員会	第三回建築振興対策委員会	第三回建築振興対策委員会	第三回建築振興対策委員会	第三回建築振興対策委員会	第三回建築振興対策委員会	第三回建築振興対策委員会	第三回建築振興対策委員会	第三回建築振興対策委員会	第三回建築振興対策委員会	第三回建築振興対策委員会	第三回建築振興対策委員会	第三回建築振興対策委員会	第三回建築振興対策委員会
25	24	23	20	18	13	12	11	9	2	H17.5	2	23	22	21	18	16	15	H17.4	
普通救命講習会(青年部会)	全中建設第一回理事大会	全中建設第一回理事大会	全中建設第一回理事大会	全中建設第一回理事大会	全中建設第一回理事大会	全中建設第一回理事大会	全中建設第一回理事大会	全中建設第一回理事大会	全中建設第一回理事大会	全中建設第一回理事大会	全中建設第一回理事大会	全中建設第一回理事大会	全中建設第一回理事大会	全中建設第一回理事大会	全中建設第一回理事大会	全中建設第一回理事大会	全中建設第一回理事大会	全中建設第一回理事大会	全中建設第一回理事大会
1	H17.7	16	11	9	5	5	4	2	1	H17.8	1	29	28	27	22	21	20	19	
肥後勝司氏褒章受章祝賀会	労働安全衛生大会	労働安全衛生大会	労働安全衛生大会	労働安全衛生大会	労働安全衛生大会	労働安全衛生大会	労働安全衛生大会	労働安全衛生大会	労働安全衛生大会	労働安全衛生大会	労働安全衛生大会	労働安全衛生大会	労働安全衛生大会	労働安全衛生大会	労働安全衛生大会	労働安全衛生大会	労働安全衛生大会	労働安全衛生大会	労働安全衛生大会

# 協会の動き

## 改めて「技術力」の時代へ

鹿児島県土木部建築技監 安藤 恒次



暑中お見舞い申し上げます。日頃より、協会の皆様には、建築・住宅行政の推進に多大なご理解とご協力を賜っておりますこと心から御礼を申し上げます。最近、世間を騒がしている悪質リフォーム業者は論外ですが、こうした建物の維持・更新時においてこそ、私たちの行政マンを含め、改めて「技術力」が問われるのではないかと感じております。優れた技術者の確保、新技術への対応、工品質の評価など課題は山積みしておりますが、子や孫に誇れる建築ストックを残していくために、日々「技術力」の向上に努力されている協会の皆様方から引き続きのご協力を賜りながら、一歩一歩前進できればと考えております。

## 公共建築行政のこれから

鹿児島市建設局建築部長 角田 正雄



州新幹線のエネルギーと旧五町の自然、歴史等の資産を生かしながら、大きく新しい魅力を持った鹿児島市の創造に向けて取り組んでいるところであります。一方、建築物をめぐる状況は、地球環境への配慮や厳しい財政事情の中、これまでの「建設の時代」から、既存建築物をいかに活用していくかの「保全の時代」を迎えております。また、バリアフリー対策やシックハウス対策そして耐震対策など社会的に高い課題も多く、皆様との協力の重要性を強く感じております。最後に本市の魅力あるまちづくりには、皆様のご協力が不可欠でございます。今後とも本市のまちづくりを温かいご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## 新入会員紹介

坂口 洋 (株)坂口建設



南 末男 (株)南建設



山田 裕一 (株)山田建設



重留 静 (株)重留建設





# 青年部会活動状況について

鹿児島県建築協会青年部会 部会長 林 正英



青年部会では皆様方のご協力をいただき、念願でありました協会のホームページ作成を完了し開設することが出来ました。まことにありがとございました。本年度の青年部の大きな目標は協会全体でのインターネット運用です。スムーズな導入を目指し、県

総務委員長 堀ノ内 茂樹



昨年度、総務委員会では総会や新年会の運営、また「2000誌」や、協会だよりのデジタル化を推進して参りました。今年度四月、上山会長を始めとする九名の親会役員の方々に参加して頂いた定時総会も無事開催することが出来ました。今年度今後の事業といたしまして、昨年度に引き続き、「2000誌」と、協会だよりのデジタル化し、協会のホームページに掲載致します。そしてまた、会員手帳も協会内のグループウェアであります。インターネット上に掲載し、新入会員が入会の承認を得られた時点でリアルタイムに書き換えを行い、スピードのある広報活動に取り組んでいきたいと考えております。また、会員拡大

また、会員拡大



また、会員拡大

内各地で勉強会を実施いたします。ご参加のほどよろしくお願致します。総務省は「e-Japan構想」を推進されています。ITはコンピュータの心臓です。その構想のICT政策大綱の柱は、いつでもどこでも快適なネットワーク利用が出来る社会の実現をめざすというものです。ITがICT(Information and Communications Technology)という使われ方になります。ICTは真ん中に「コミュニケーション」という言葉が入っていることでもわかるように、

また初めての企画で工業高校生建築サマースクールを校園で開催いたします。これからの建設業は独創とチャレンジが必要です。青年部の更なるチャレンジにご理解とご協力をよろしくお願い致します。

また初めての企画で工業高校生建築サマースクールを校園で開催いたします。これからの建設業は独創とチャレンジが必要です。青年部の更なるチャレンジにご理解とご協力をよろしくお願い致します。

卒会者 〇名  
OB 三名  
青年部会員 三十一名  
計 四十六名

活動委員長 益田 啓一郎



十七年度の活動委員会の事業は、普通救命講習会と、高校生建築スクールの二本

親会役員 九名  
(会長一、副会長三、委員長五)  
事務局 三名  
(池添専務理事、調所木通)

まず、普通救命講習会ですが、開催を六月に前倒しました。季節的に夏場が災害事故等が多くなりがちなのがその理由です。今年も開催場所を鹿児島県の防災センターにしました。それは、昨今の災害等の多発を鑑み、災害と現場での事故という大きな視野にたつて普通救命講習を受講するということが大切であると思われるからです。

高校生建築スクールは本年度新しい奉仕作業の提案という事で八月五、六日に計画しています。高齢者

等奉仕作業で培われた青年部会の全体事業という流れをそのまま受け継ぎながら実験的に取り組んでおります。

プログラムの主な狙いは以下の五つです。  
1、必要最小限の住居の人的的なスキル、フアンチャーも含めてを養う  
2、身近な既製の材料、ブルーシート、木材、金物、ロープ等々)を使って施工の手順と施工モジュールについて考える  
3、デザインと性能、機能について考えてみる  
4、構造(力の流れ)の気づき、圧縮と曲げ、プラス引き、張力  
5、災害時の仮設住居の提案

初めての事業でなかなか実態を理解してもらったことは難しいかもしれませんが、参加された高校生が何か一つでも建築スクールで発見してくれたら幸いと考えております。

最後に今年度も、多くの皆様の参加が得られるような事業を委員の方々の協力を得ながら進めて行きたいと思っております。ご意見ご指導、ご協力よろしくお願い致します。

IT委員長 原田 義久

IT委員会の事業報告としては、昨年度九月九日に「IT推進セミナー」を行いました。内容としては、八十名の方々が出席され、先進的な取り組みを行っており、まず、郡上建設協会、前田理事長、熊本県建設協会、人吉支部IT委員会、顧問の桃知利男氏による事業者団体のIT化論の講演をしていただきました。



会員研修委員長 牧迫 英敏

昨年は、経営者講習会の「PF I事業の講習会」に多くの協力とご参加を賜り有難うございました。本年度の会員研修委員会は、現場見学会、技術講習会、経営者講習会と三つを柱に事業を進めて参ります。第一に現場見学会、技術講習会は、会員の皆様の興

味のある建築現場として、竹中松田、平田、渡辺、春園特定建設工事設計施工連合体のご協力をいただき、NHK新鹿児島放送会館建設工事現場の基礎工事の段階の免震構造の技術説明と装置取付状況の現場見学を予定しています。耐震に対する知識を充実させ技術力の向上につながると思

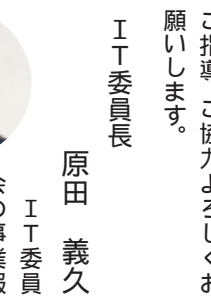
味のある建築現場として、竹中松田、平田、渡辺、春園特定建設工事設計施工連合体のご協力をいただき、NHK新鹿児島放送会館建設工事現場の基礎工事の段階の免震構造の技術説明と装置取付状況の現場見学を予定しています。耐震に対する知識を充実させ技術力の向上につながると思

IT委員会は、昨年度九月九日に「IT推進セミナー」を行いました。内容としては、八十名の方々が出席され、先進的な取り組みを行っており、まず、郡上建設協会、前田理事長、熊本県建設協会、人吉支部IT委員会、顧問の桃知利男氏による事業者団体のIT化論の講演をしていただきました。

IT委員会の事業報告としては、昨年度九月九日に「IT推進セミナー」を行いました。内容としては、八十名の方々が出席され、先進的な取り組みを行っており、まず、郡上建設協会、前田理事長、熊本県建設協会、人吉支部IT委員会、顧問の桃知利男氏による事業者団体のIT化論の講演をしていただきました。

IT委員会の事業報告としては、昨年度九月九日に「IT推進セミナー」を行いました。内容としては、八十名の方々が出席され、先進的な取り組みを行っており、まず、郡上建設協会、前田理事長、熊本県建設協会、人吉支部IT委員会、顧問の桃知利男氏による事業者団体のIT化論の講演をしていただきました。

IT委員会の事業報告としては、昨年度九月九日に「IT推進セミナー」を行いました。内容としては、八十名の方々が出席され、先進的な取り組みを行っており、まず、郡上建設協会、前田理事長、熊本県建設協会、人吉支部IT委員会、顧問の桃知利男氏による事業者団体のIT化論の講演をしていただきました。



IT委員会の事業報告としては、昨年度九月九日に「IT推進セミナー」を行いました。内容としては、八十名の方々が出席され、先進的な取り組みを行っており、まず、郡上建設協会、前田理事長、熊本県建設協会、人吉支部IT委員会、顧問の桃知利男氏による事業者団体のIT化論の講演をしていただきました。

IT委員会の事業報告としては、昨年度九月九日に「IT推進セミナー」を行いました。内容としては、八十名の方々が出席され、先進的な取り組みを行っており、まず、郡上建設協会、前田理事長、熊本県建設協会、人吉支部IT委員会、顧問の桃知利男氏による事業者団体のIT化論の講演をしていただきました。

IT委員会の事業報告としては、昨年度九月九日に「IT推進セミナー」を行いました。内容としては、八十名の方々が出席され、先進的な取り組みを行っており、まず、郡上建設協会、前田理事長、熊本県建設協会、人吉支部IT委員会、顧問の桃知利男氏による事業者団体のIT化論の講演をしていただきました。

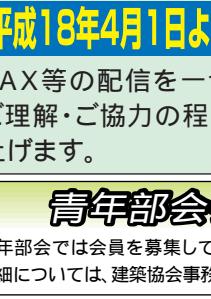
建築協会の活動内容を一般の方々へ広くアピールする事が出来ました。活動報告、2000誌会

活動報告、2000誌会

活動報告、2000誌会



活動報告、2000誌会



活動報告、2000誌会

活動報告、2000誌会

活動報告、2000誌会

# 建築基準法の一部改正

建築部建築指導課

建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保を図るための建築基準法の一部を改正する法律が平成十六年六月二日に公布、施行令が平成十七年五月二十七日に公布、同年六月一日から施行された。

この法律の目的は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るため、建築物に係る報告・検査制度の充実及び強化、防災街区整備事業の推進のための支援措置の拡充等の改正を行い安全で安心できる町づくりを促進しようとするものである。

改正の概要は

1 既存不適格建築物に対する勧告・是正命令制度の創設(法第二〇条)

特定行政庁は、既存不適格建築物である一定の特種建築物又は令四條の二の規定により、階数が五以上で延べ面積が二〇〇〇㎡を超える事務所その他これに類する用途に供する建築物について、劣化が進み、そのまま放置すれば著しく危険で衛生上有害となる恐れがあると認めるときは、その建築物の所有者に対して必要な処置を取ることができ、また措置をとることを命ずることができるとした

2 建築物に係る報告・検査制度の充実及び強化(法第二二条)

国等の建築物について定期点検の義務付け

一定の特種建築物又は令六條の規定により、階数が五以上で延べ面積が二〇〇〇㎡を超える事務所その他これに類する用途に供する建築物(建築物は三年以内ごと、建築設備は一年以内ごと)、建築設備は一年以内ごと、建築主事等が立ち入り検査をすることができ

検査をすることができ、定期調査等を行った一級建築士等に対する報告徴収

既存不適格建築物について増築等を行う場合は、即時に建築物全体について現行規定の遡及適用を行うこととされていたが、工事部分を複数の工期にわけて、必要な改修を順次適合させて行く全体計画について、特定行政庁の認定を受けることにより可能とした。例えば二期工事で防火避難改修を行う計画で全体計画終了時には既存部分を含め建築物の適合性を図る

増築等時における建築基準の適用に関する全体計画の認定(法第八六条の八)

既存不適格建築物について増築等を行う場合は、即時に建築物全体について現行規定の遡及適用を行うこととされていたが、工事部分を複数の工期にわけて、必要な改修を順次適合させて行く全体計画について、特定行政庁の認定を受けることにより可能とした。例えば二期工事で防火避難改修を行う計画で全体計画終了時には既存部分を含め建築物の適合性を図る

4 是正命令に従わない場合の罰則の強化(法第九八条から一〇五条)

違反建築物に関する是正命令違反について、行為者に対する罰則を最高三百万円に引き上げるほか、多数の者が利用する建築物又は当該建築物の敷地に関する是正命令違反のうち特に生命又は身体に重大な危害を及ぼすおそれのあるものについて、その是正命令に違反した法人に対して一億円以下の罰金を科すこととする

違反建築物に関する是正命令違反について、行為者に対する罰則を最高三百万円に引き上げるほか、多数の者が利用する建築物又は当該建築物の敷地に関する是正命令違反のうち特に生命又は身体に重大な危害を及ぼすおそれのあるものについて、その是正命令に違反した法人に対して一億円以下の罰金を科すこととする

違反建築物に関する是正命令違反について、行為者に対する罰則を最高三百万円に引き上げるほか、多数の者が利用する建築物又は当該建築物の敷地に関する是正命令違反のうち特に生命又は身体に重大な危害を及ぼすおそれのあるものについて、その是正命令に違反した法人に対して一億円以下の罰金を科すこととする

違反建築物に関する是正命令違反について、行為者に対する罰則を最高三百万円に引き上げるほか、多数の者が利用する建築物又は当該建築物の敷地に関する是正命令違反のうち特に生命又は身体に重大な危害を及ぼすおそれのあるものについて、その是正命令に違反した法人に対して一億円以下の罰金を科すこととする

違反建築物に関する是正命令違反について、行為者に対する罰則を最高三百万円に引き上げるほか、多数の者が利用する建築物又は当該建築物の敷地に関する是正命令違反のうち特に生命又は身体に重大な危害を及ぼすおそれのあるものについて、その是正命令に違反した法人に対して一億円以下の罰金を科すこととする

**平成18年4月1日よりインターネット導入**  
FAX等の配信を一切致しませんので、ご理解・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

**青年部会会員募集**  
青年部会では会員を募集しています。詳細については、建築協会事務局までお問い合わせ下さい。

**お知らせ**  
平成十七年度建築工事に係る鹿児島県及び鹿児島市との協議会が七月に開催されました。その中で建物の工事完了検査率アップのお願いが行政サイドよりありましたのでお知らせします。

特に建築協会員施工の場合、**検査率100%**を目指しましょう。